



発行 新潟県

第21号

令和5年3月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 283 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健総務課）
- 284 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 285 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健総務課）
- 286 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 287 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健総務課）
- 288 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 289 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 290 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 291 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 292 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 293 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 294 団体営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 295 基本測量の実施通知（監理課）
- 296 基本測量の実施通知（監理課）
- 297 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 298 道路の区域変更（道路管理課）
- 299 道路の供用開始（道路管理課）
- 300 都市計画事業の施行（都市整備課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

教育委員会規則

- 1 技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 2 新潟県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則（教育庁総務課）

教育委員会告示

- 2 博物館に相当する施設の指定（文化課）

公安委員会規則

- 4 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

公安委員会告示

- 30 検定合格者審査の実施（生活安全企画課）

警察本部告示

- 20 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止（警務課）

正 誤

- 令和5年2月3日付け県報第9号規則第3号中（人事課）

告 示

◎新潟県告示第283号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団 共生会	胎内市西本町12-1	新 胎内市ダイケアセンターと・も・だ・ち	新 胎内市西本町11-11	平成31年 4月8日
		旧 医療法人 共生会 中条中央病院	旧 胎内市西本町12-1	
株式会社アンビス	新 東京都中央区京橋一丁目6番1号	医心館 訪問看護ステーション 上越	上越市下門前1698番	令和5年 2月6日
	旧 東京都中央区八重洲二丁目7番2号			
株式会社アンビス	新 東京都中央区京橋一丁目6番1号	医心館 訪問介護ステーション 上越	上越市下門前1698番	令和5年 2月6日
	旧 東京都中央区八重洲二丁目7番2号			
エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159-2	エフビー居宅介護支援事業所長岡	新 長岡市高見町1007	令和4年 8月1日
			旧 長岡市高見町965-1	

◎新潟県告示第284号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社 村上シルバーかんきち堂	村上市山居町1丁目8番55号	介護支援センターかんきち堂	村上市山居町1丁目8番55号	令和4年 5月31日
有限会社 村上シルバーかんきち堂	村上市山居町1丁目8番55号	有限会社 村上シルバーかんきち堂	村上市山居町1丁目8番55号	令和4年 5月31日
有限会社ライフエイド	糸魚川市横町5丁目11番1号	訪問看護ステーションアシスト	糸魚川市横町5丁目11番1号	令和4年 4月30日

株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	アイン薬局 燕さわたり店	燕市佐渡653-1	令和4年7月31日
笹菊薬品株式会社	加茂市幸町1丁目16番16号	笹菊薬局	加茂市上町7-11	令和4年11月2日

◎新潟県告示第285号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団 共生会 中条中央病院	胎内市西本町12-1	令和4年1月1日
社会福祉法人 二王子会 デイサービスセンター とっさか	胎内市西本町11番27号	令和5年3月31日

◎新潟県告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション美沢	長岡市美沢3丁目557番地	令和5年2月15日
ひかり薬局	上越市板倉区針940番地1 アランパルク1 F B号	令和5年2月1日
訪問看護ステーションアイビー燕	燕市小高7083 エクセランプラースD102号	令和5年2月1日

◎新潟県告示第287号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
調剤薬局 メディ スショップ長岡 駅前薬局	長岡市大手通1丁目4番地3 ドル ミー駅前ビル 6 階	名称	調剤薬局 メディ スショップ長岡駅 前薬局	わかば大手通薬局	令和5年4月1日

◎新潟県告示第288号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに

永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ウエルシア薬局長岡古正寺店	長岡市古正寺3-110	令和5年2月23日
伊藤産婦人科医院	五泉市村松甲2190番地の1	令和2年6月30日
ウエルシア薬局新潟水原店	阿賀野市中島町1258-7	令和5年2月28日

◎新潟県告示第289号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名の区域

2 区分

主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業

3 届出年月日

令和5年2月16日

◎新潟県告示第290号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域

2 区分

10トン未満の漁船により主として一本釣りをを行う漁業

3 届出年月日

令和5年2月16日

◎新潟県告示第291号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（令和4年3月新潟県告示第351号）の一部を令和5年3月10日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前									
1	<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業</td> <td>125.556トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	125.556トン	1	<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業</td> <td>119.556トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	119.556トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	125.556トン										
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業	119.556トン										
2	<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業</td> <td>72.628トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業	72.628トン	2	<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業</td> <td>68.628トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業	68.628トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業	72.628トン										
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業	68.628トン										
3～4	(略)	3～4	(略)								

◎新潟県告示第292号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の羽茂土地改良区の定款の変更を令和5年3月9日認可した。

令和5年3月17日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第293号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県管区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和5年3月20日から同年4月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月17日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	中ノ通	換地計画書の写し	阿賀野市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第294号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和5年3月17日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	原柄沢	農業用排水施設整備 (基盤整備促進)事業	令和5年2月7日

◎新潟県告示第295号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(衛星合成開口レーダー地盤変動測量)
- 2 作業期間 令和5年4月1日から終了通知日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第296号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(航空重力測量)
- 2 作業期間 令和5年4月1日から令和5年7月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第297号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和5年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 起業者の名称
妙高市
- 2 事業の種類
新図書館等複合施設建設工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
新潟県妙高市朝日町一丁目、栄町及び中町地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性
新図書館等複合施設建設工事(以下「本件事業」という。)は、法第3条第22号に掲げる図書館法(昭和25年法律第118号)に基づく図書館に関する事業及び同条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性
起業者は、妙高市一般会計予算により本件事業に係る財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性
ア 得られる公共の利益
現在の図書館は、昭和58年に建築され老朽化が進むとともに、施設規模が小さく、十分な展示場所、閲覧席等の確保が困難となっているほか、専用の駐車場がなく、高齢者や障がい者への配慮が十分でない施設となっている。また、高度情報化が進む中、豊富な資料・情報の収集・提供やICTを活用したサービスなど、多様化する市民ニーズに対し、現在の設備では対応することが困難な状況となっている。
一方、現在、市中心部に位置し、市民交流・子育て支援等の機能をもつ「いきいきプラザ」は、築30年以上が経過し老朽化が進んでいることから、施設を解体する必要性が生じている。施設が廃止された場合、若年世代等のさらなる人口減少につながることやぎわいの低下が懸念されるため、他施設への機能移転が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、妙高市では、「新図書館等複合施設整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、図書館等の集客力を最大限活用しながら、まちなかのにぎわいの創出、子育て支援、公共施設等の機能集約、公共交通ネットワークによる地域間の連携・交流により、持続可能なまちづくりの実現を目指すこととしている。

本件事業は、図書館を中心とし、児童用図書を備えたこども用プレイルームや市民活動の場となる市民活動室など、子育て支援機能や市民交流機能を併せ持った複合施設を建設しようとするものである。

本件事業の施行により、図書館の設備や機能の充実が図られ、高齢者や障がい者も利用しやすい施設となり、現在は提供できていない新たな書籍の貸出や、レファレンス等のサービスが可能になることで、利用者の増加や満足度の向上に繋がることが期待される。また、複合施設の利点として、図書館機能を中心とした子育て支援機能、生涯学習機能等との連携により、子育て世代や利用者の多様な交流の喚起、地域コミュニティの活性化を通じて、持続可能なまちづくりの実現に寄与することが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価は実施しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、水質汚濁、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、天然記念物、希少野生動植物種、新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、事業に必要な面積が確保できることを条件に、妙高市内の2箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の実施により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるもので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、妙高市の整備計画に基づき、図書館及び市民交流・子育て支援施設を整備するものであり、現在の施設は、老朽化が進んでいるとともに、市民のニーズに応じた設備や機能の提供が困難な状況となっていることから、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のために恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

妙高市役所 生涯学習課

◎新潟県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 289号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
三条市荻堀字上川原193番35から 同市笹岡字一本木5番まで	新	10.6～11.7メートル	143.1メートル
	旧	(A) 10.1～11.4メートル	143.1メートル
		(B) 10.6～20.7メートル	165.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 289号
- 2 供用開始の区間
三条市荻堀字上川原193番35から同市笹岡字一本木5番まで
- 3 供用開始の期日 令和5年3月17日

◎新潟県告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和5年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 五泉都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・5号東南環状線
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事業施行期間
平成27年9月24日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) はれまちショッピングセンター
所在地 上越市土橋2603番地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 Jマテ. ランドコム株式会社
法人代表者氏名 代表取締役 関原 伸一郎
住所 上越市木田二丁目14番14号
 - ・他2者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社ウオロク
法人代表者氏名 代表取締役 本多 伸一
住所 新潟市中央区鑑二丁目14番13号
 - ・他7者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年11月9日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計7,292平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計420台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計118台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計214.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計76.41立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社ウオロク
午前9時00分から午後12時00分
 - ・未定
午前9時00分から午後10時00分
 - ・未定 他1者
午前9時00分から午後9時00分
 - ・未定 他1者
午前10時00分から午後8時00分
 - ・未定 他1者
午前10時00分から午後9時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ 出入口の数 5箇所
- ・ 位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・ 荷さばき施設 1、2、3、5、7
午前6時00分から午後9時00分
 - ・ 荷さばき施設 4、6
午前7時00分から午前9時00分
 - ・ 荷さばき施設 8
午前4時00分から午前6時00分
- 7 届出年月日
令和5年3月8日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和5年3月17日から令和5年7月17日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量

(1) ロータリ除雪車 (2.2m級、スイング式雪切板付)	1台
(2) ロータリ除雪車 (2.2m級、スイングオーガ装置付)	1台
(3) ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付)	3台
(4) ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、スイングオーガ装置付)	1台
(5) ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付)	2台
(6) ロータリ除雪車 (2.6m級、スイングオーガ装置付)	1台
(7) 除雪グレーダ (3.7m級、シャッターブレード付)	1台
(8) 除雪グレーダ (4.0m級、シャッターブレード付)	3台
(9) 除雪グレーダ (4.0m級、シャッターブレード、稼働記録計付)	1台
(10) 除雪ドーザ (14t級、反転エッジ付)	1台
(11) 除雪ドーザ (14t級、両サイドシャッター、反転エッジ付)	1台
(12) 除雪ドーザ (18t級、反転エッジ付)	1台
(13) 除雪ドーザ (18t級、アングリングプラウ、反転エッジ付)	1台
(14) 小形除雪車 (1.0m級、稼働記録計付)	2台
(15) 小形除雪車 (1.3m級、ロング雪切板付)	1台
(16) 小形除雪車 (1.3m級、草刈装置付)	2台
(17) 小形除雪機 (1.1m級、ハンドガイド式)	1台
(18) 凍結防止剤散布車 (乾式3t級、4×4)	1台
(19) 凍結防止剤散布車 (乾式3t級、4×4、スペアタイヤ付)	1台
(20) 凍結防止剤散布車 (乾式4t級、4×4)	1台
(21) 凍結防止剤散布車 (湿式3t級、4×4)	1台
(22) 凍結防止剤散布車 (湿式4t級、4×4、スペアタイヤ付)	1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

- (1) 上記1(1)～(6)及び(18)～(22)について
令和5年1月25日
- (2) 上記1(7)～(17)
令和5年1月26日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 上記1(1)～(3)、(16)、(21)及び(22)について
株式会社N I C H I J O北陸営業所
新潟県新潟市中央区東大通1-3-8 明治安田生命新潟駅前ビル7F
- (2) 上記1(4)～(6)、(14)及び(15)について
株式会社コバリキ
新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185
- (3) 上記1(7)及び(9)～(12)について
コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニー
東京都港区白金1-17-3
- (4) 上記1(8)について
日本キャタピラー合同会社新潟営業所
新潟県新潟市西区山田2307-108
- (5) 上記1(13)及び(17)について
株式会社日の出自動車
新潟県新潟市東区中興野7-53
- (6) 上記1(18)～(20)について
英和株式会社産業機械営業部北日本産機グループ
新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54

5 落札価格

- (1) 上記1(1)について
52,808,700円
- (2) 上記1(2)について
56,658,700円
- (3) 上記1(3)について
161,066,100円
- (4) 上記1(4)について
56,900,700円
- (5) 上記1(5)について
114,373,400円
- (6) 上記1(6)について
77,140,700円
- (7) 上記1(7)について
36,858,700円
- (8) 上記1(8)について
132,818,100円
- (9) 上記1(9)について
37,034,700円
- (10) 上記1(10)について
23,988,700円
- (11) 上記1(11)について
27,090,700円
- (12) 上記1(12)について
27,508,700円
- (13) 上記1(13)について

- 27,717,700円
(14) 上記1(14)について
26,703,400円
(15) 上記1(15)について
24,681,700円
(16) 上記1(16)について
67,117,400円
(17) 上記1(17)について
2,959,000円
(18) 上記1(18)について
23,138,890円
(19) 上記1(19)について
23,248,890円
(20) 上記1(20)について
23,468,890円
(21) 上記1(21)について
28,605,890円
(22) 上記1(22)について
29,595,890円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和4年12月13日

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子カルテ用リサイクルトナーの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年3月17日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
電子カルテ用リサイクルトナーの購入 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県立新発田病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課経営係
電話番号 0254-22-3121 内線2517

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年3月24日（金）午前9時30分
新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和5年3月22日（水）午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和5年3月22日（水）に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

教育委員会規則

技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第1号

技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則
(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(格付及び給料の支給)	(格付及び給料の支給)
第4条 (略)	第4条 (略)
<p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「22万3,200円」とする。</u></p>	<p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、22万3,200円とする。</u></p> <p><u>3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第3項の規定の例によるものとする。</u></p>
(給料の調整額)	(給料の調整額)
第7条 職員の給料の調整額については、一般職員の例によるものとする。この場合において、給料の調整額に関する規則(昭和32年新潟県人事委員会規則第6—48号)第2条第1項から第3項までの規定中「別表第1」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育委員会規則第11号)別表第5」と、 <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u> 以外の職員にあつては	第7条 職員の給料の調整額については、一般職員の例によるものとする。この場合において、給料の調整額に関する規則(昭和32年新潟県人事委員会規則第6—48号)第2条第1項及び第2項中「別表第1」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育委員会規則第11号)別表第5」と、 <u>再任用職員</u> 以外の職員にあつては同条第2項中「別表第2」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育

<p>ては給料の調整額に関する規則第2条第4項第1号中「別表第2」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県教育委員会規則第11号）別表第6」と、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては同項第2号中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる額」とあるのは「6,700円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、<u>当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条及び第6条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p>	<p>委員会規則第11号）別表第6」と、<u>再任用職員</u>にあつては同項中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額」とあるのは「8,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 （略）</p>
--	---

(指導改善研修の実施に関する規則の一部改正)

第2条 指導改善研修の実施に関する規則（平成20年新潟県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教員 県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された者を除く。）並びに講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さず常時勤務する者として採用される者に限る。）をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教員 県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された者を除く。）並びに講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さず常時勤務する者として採用される者に限る。）をいう。</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則第2条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「22万3,200円」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員

の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を、当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万3,200円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を、常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

2 職員定年改正条例附則第3条第1項又は第4条第1項の規定により採用された技能労務職員のうち、年齢60年に達した日がこの規則の施行の前日であって、その者に係る調整基本額が8,500円に達しないこととなるものの給料の調整額は、給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（新潟県人事委員会規則第6-1886号）附則第4項の規定の例による。この場合において、同項中「経過措置基準額」とあるのは「8,500円」と、「改正後の規則第2条及び第3条並びに前2項」とあるのは「この規則による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則第7条」とする。

（指導改善研修の実施に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、第2条の規定による改正後の指導改善研修の実施に関する規則第2条第2号の規定を適用する。

新潟県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第2号

新潟県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

新潟県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年新潟県教育委員会規則第20号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第2号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として、令和5年3月6日に次のとおり指定した。

令和5年3月17日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

設置者の名称及び住所	施設の名称	施設の所在地
三条市 三条市旭町2丁目3番1号	鍛冶ミュージアム	三条市元町11番6号

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月17日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	<u>本部長が専決できる事務</u>	種別	<u>警察本部長が専決できる事務</u>
(略)		(略)	
行政手続法関係	<u>(1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準の設定</u> <u>(1)の2 行政手続法第5条第3項の規定による審査基準の公表</u> <u>(1)の3 行政手続法第6条の規定による同条に規定する期間の設定及び公表</u> <u>(1)の4 行政手続法第7条の規定による申請に対する審査及び補正の要求又は許認可等の拒否</u> (2) (略) <u>(2)の2 行政手続法第12条第1項の規定による処分基準の設定及び公表</u> (3)～(13) (略)	行政手続法関係	<u>(1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定による申請に対する審査及び応答</u> (2) (略) (3)～(13) (略)
行政不服審査法関係	(1)・(2) (略) <u>(3) 行政不服審査法第74条の規定による調査に対する応答</u> <u>(4) 行政不服審査法第75条第1項本文の規定による申立て</u> <u>(5) 行政不服審査法第78条第1項前段の規定による閲覧又は交付の要求</u>	行政不服審査法関係	(1)・(2) (略)
個人情報	<u>(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第76条第1項の規定による保有個人情報の開示に係る請求の受</u>		

<p>の 保 護 に 関 す る 法 律 関 係</p>	<p>理 (2) 個人情報保護法第77条第3項前段の規定による開示請求書の補正の要求 (3) 個人情報保護法第85条第1項前段の規定による事案の移送及び同項後段の規定による事案を移送した旨の通知 (4) 個人情報保護法第86条第1項の規定による同項に規定する事項の通知及び意見書を提出する機会の付与 (5) 個人情報保護法第86条第3項後段の規定による開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日の通知 (6) 個人情報保護法第87条第1項ただし書の規定による文書又は図画の写しによる開示 (7) 個人情報保護法第90条第1項本文の規定による保有個人情報の訂正に係る請求の受理 (8) 個人情報保護法第91条第3項の規定による訂正請求書の補正の要求 (9) 個人情報保護法第94条第2項前段の規定による同条第1項に規定する期間の延長並びに同条第2項後段の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知 (10) 個人情報保護法第95条後段の規定による同条各号に掲げる事項の通知 (11) 個人情報保護法第96条第1項前段の規定による事案の移送及び同項後段の規定による事案を移送した旨の通知 (12) 個人情報保護法第97条の規定による保有個人情報の訂正の実施をした旨の通知 (13) 個人情報保護法第98条第1項本文の規定による同項に規定する措置に係る請求の受理 (14) 個人情報保護法第99条第3項の規定による利用停止請求書の補正の要求 (15) 個人情報保護法第102条第2項前段の規定による同条第1項に規定する期間の延長並びに同条第2項後段の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知 (16) 個人情報保護法第103条後段の規定による同条各号に掲げる事項の通知 (17) 個人情報保護法第105条第2項の規定による諮問をした旨の通知(同条第3項において準用する場合を含む。)</p>	<p>(略)</p>
<p>新</p>	<p>(1) 新潟県行政手続条例(平成7年新潟</p>	<p>新</p>

<p>新潟県行政手続条例関係</p>	<p>県条例第59号。以下「行政手続条例」という。)第5条第1項の規定による審査基準の設定 (1)の2 行政手続条例第5条第3項の規定による審査基準の公表 (1)の3 行政手続条例第6条の規定による同条に規定する期間の設定及び公表 (1)の4 行政手続条例第7条の規定による申請に対する審査及び補正の要求又は許認可等の拒否 (2) (略) (2)の2 行政手続条例第12条第1項の規定による処分基準の設定及び公表 (3)～(13) (略)</p>	<p>新潟県行政手続条例関係</p>	<p>(1) 新潟県行政手続条例(平成7年新潟県条例第59号。以下「行政手続条例」という。)第7条の規定による申請に対する審査及び応答 (2) (略) (3)～(13) (略)</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>新潟県情報公開条例関係</p>	<p>(1)～(8) (略) (9) 情報公開条例第17条第3項の規定による諮問をした旨の通知 (10)～(13) (略) (14) 情報公開条例第21条第4項前段の規定による閲覧の要求</p>	<p>新潟県情報公開条例関係</p>	<p>(1)～(8) (略) (9) 情報公開条例第17条第2項の規定による情報公開審査会に諮問した旨の通知 (10)～(13) (略) (14) 情報公開条例第21条第2項の規定による閲覧等の要求</p>
<p>新潟県個人情報保護に関する法律施行条例関係</p>	<p>(1) 新潟県個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年新潟県条例第32号。以下「個人情報保護条例」という。)第4条第2項前段の規定による同条第1項に規定する期間の延長並びに同条第2項後段の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知 (2) 個人情報保護条例第5条後段の規定による個人情報保護法第84条各号に掲げる事項の通知 (3) 個人情報保護条例第15条第1項前段の規定による保有個人情報の提示の要求に対する応答 (4) 個人情報保護条例第15条第3項の規定による資料の提出の要求に対する応答</p>	<p>新潟県個人情報保護条例関係</p>	<p>(1) 新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。)第16条第1項の規定による開示請求書の受理 (2) 個人情報保護条例第16条第3項の規定による開示請求書の補正の要求 (3) 個人情報保護条例第21条第4項の規定による開示決定等の期間の延長並びに延長後の期間及び理由の通知 (4) 個人情報保護条例第21条第5項の規定による開示決定等の期間の特例の適用及び同項を適用する旨等の通知 (5) 個人情報保護条例第22条第1項の規定による事案の移送及び通知 (6) 個人情報保護条例第23条第1項の規定による第三者に対する通知及び意見書提出の機会の付与 (7) 個人情報保護条例第23条第3項の規定による第三者に対する開示決定をした旨等の通知 (8) 個人情報保護条例第24条第3項ただし書の規定による写しによる閲覧</p>

			<p>(9) 個人情報保護条例第28条第1項の規定による訂正請求書の受理</p> <p>(10) 個人情報保護条例第28条第4項の規定による訂正請求書の補正の要求</p> <p>(11) 個人情報保護条例第30条第4項の規定による訂正決定等の期間の延長並びに延長後の期間及び理由の通知</p> <p>(12) 個人情報保護条例第30条第5項の規定による訂正決定等の期間の特例の適用及び同項を適用する旨等の通知</p> <p>(13) 個人情報保護条例第31条第1項の規定による事案の移送及び通知</p> <p>(14) 個人情報保護条例第32条の規定による保有個人情報の提出先への通知</p> <p>(15) 個人情報保護条例第34条第1項の規定による利用停止請求書の受理</p> <p>(16) 個人情報保護条例第34条第3項の規定による利用停止請求書の補正の要求</p> <p>(17) 個人情報保護条例第36条第4項の規定による利用停止決定等の期間の延長並びに延長後の期間及び理由の通知</p> <p>(18) 個人情報保護条例第36条第5項の規定による利用停止決定等の期間の特例の適用及び同項を適用する旨等の通知</p> <p>(19) 個人情報保護条例第37条第2項の規定による個人情報保護審査会へ諮問した旨の通知</p> <p>(20) 個人情報保護条例第45条第1項の規定による開示決定等に係る保有個人情報の提示</p> <p>(21) 個人情報保護条例第45条第3項の規定による資料の作成及び提出</p> <p>(22) 個人情報保護条例第45条第4項の規定による意見書又は資料の提出等</p> <p>(23) 個人情報保護条例第46条第1項の規定による意見の陳述等の申出</p> <p>(24) 個人情報保護条例第46条第2項の規定による閲覧等の要求</p>
	(略)		(略)
銃砲刀剣類所持等取	<p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 銃刀法第4条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係る条件の付与及びこれの変更</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(5)の2 銃刀法第4条の4第3項の規定による措置を執ることを<u>命令</u></p> <p>(6)～(73) (略)</p> <p>(74) 銃刀法規則第93条の規定による<u>保</u></p>	銃砲刀剣類所持等取	<p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 銃刀法第4条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可に<u>条件を付し、及びこれを変更すること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(5)の2 銃刀法第4条の4第3項の規定による措置を執ることを<u>命ずること。</u></p> <p>(6)～(73) (略)</p> <p>(74) 銃刀法規則第93条の規定による<u>獵</u></p>

<p>縮 法 関 係</p>	<p>管業務廃止等命令書の交付 (75)～(83) (略)</p>	<p>縮 法 関 係</p>	<p>銃等保管業務廃止等命令書の交付 (75)～(83) (略)</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>道 路 交 通 法 関 係</p>	<p>(1)～(5) (略) (5)の2 道交法第44条第2項第2号の 規定による合意及び公示 (6)～(42) (略) (43) 道交法第89条第3項前段の規定に よる<u>検査の実施及び同項後段の規定に よる書面の交付</u> (44)～(137) (略) (138) 道路交通法施行規則(昭和35年 総理府令第60号。以下「道交法施行規 則」という。)第6条の3の5の規定に よる高齢運転者等標章の<u>記載事項の変 更の届出</u>の受理 (139)～(147) (略) (148) 道交法施行規則第33条第5項第 2号ニの規定による応急救護処置教習 を行う者の認定 (149)・(150) (略) (151) 道交法施行規則第38条第17項の 規定による講習終了証明書の交付 (152)～(223) (略)</p>	<p>道 路 交 通 法 関 係</p>	<p>(1)～(5) (略) (5)の2 道交法第44条第2項第2号に 規定する合意及び公示をすること。 (6)～(42) (略) (43) 道交法第89条第2項の規定による <u>技能検査の実施及び自動車の運転に必 要な技能を有する旨を証する書面の交 付</u> (44)～(137) (略) (138) 道路交通法施行規則(昭和35年 総理府令第60号。以下「道交法施行規 則」という。)第6条の3の3の規定に よる高齢運転者等標章の<u>記載事項変更 届出</u>の受理 (139)～(147) (略) (148) 道交法施行規則第33条第4項第 2号ニの規定による応急救護処置教習 <u>指導員の認定</u> (149)・(150) (略) (151) 道交法施行規則第38条第15項の 規定による講習終了証明書の交付 (152)～(223) (略)</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>重 要 施 設 の 周 辺 地 域 の 上 空 に お け る 小 型 無 人 機 等</p>	<p>重要施設の周辺地域の上空における小 型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)第10条第3項本 文の規定による公安委員会への<u>通報の受 理</u></p>	<p>重 要 施 設 の 周 辺 地 域 の 上 空 に お け る 小 型 無 人 機 等</p>	<p>重要施設の周辺地域の上空における小 型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)第9条第3項の 規定による公安委員会への<u>通報</u></p>

の飛行の禁止に関する法律関係 (略)	の飛行の禁止に関する法律関係 (略)
-----------------------	-----------------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第30号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和5年3月17日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

1 区分、実施日時及び定員

区 分	実 施 期 日	実 施 時 間	定 員
空港保安警備業務2級	令和5年4月21日（金）	午前10時から 午後5時まで	各10人
施設警備業務2級			
交通誘導警備業務2級			
貴重品運搬警備業務2級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部意見聴取事務室

3 対象者

(1) 空港保安警備業務2級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級又は2級に合格した者

(2) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者

4 判定

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に

達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

5 申請手続

(1) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

令和5年4月6日(木)及び同月7日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 審査申請書の提出等

(1)により事前申込みを受理された者は、次により審査申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和5年4月13日(木)及び同月14日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

審査申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

(ア) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(イ) 旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」という。)の写し1通

(ウ) 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、新潟県内に住所があることを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)又は新潟県内の営業所に属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

6 審査手数料

(1) 金額

4,700円

(2) 納付方法

新潟県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、納付された審査手数料は、還付しない。

7 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

8 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)

警察本部告示

◎新潟県警察本部告示第20号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(令和2年11月新潟県警察本部告示第75号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月17日

新潟県警察本部長 山田 知裕

正 誤

令和5年2月3日付け新潟県規則第3号（技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則）

4 ページの「一週間当たりの通常の勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの」は「1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」の、「常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間を当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの」は「当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」の誤り。